

強制動員犠牲者支援法換算条項違憲堤請・

日韓請求権協定等違憲憲法訴願決定

(憲法裁判所 2015年12月23日決定)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

憲法裁判所

決定

事件 2009헌마317 大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する
問題の解決と経済協力に関する協定第2条第1項等違憲訴願
2010헌가74 (併合)、太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に
関する法律第5条第1項違憲提請

請求人 李○ジェ (2009헌마317)

代理人法務法人 三一

担当弁護士 崔鳳泰

提請法院 ソウル行政法院 (2010헌가74)

提請申請人 シン○ブン

代理人法務法人 三一

担当弁護士 崔鳳泰

当該事件 1 ソウル行政法院再審議棄却決定取消 (2009헌마317)
2 ソウル行政法院2009구합36644慰労金等の支給決定処分
取消 (2010헌가74)

宣告日 2015年12月23日

主文

- 1 旧「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」(2007年12月10日法律第8669号として制定され、2010年3月22日法律第10143号により廃止される前のもの) 第5条第1項は憲法に違反しない。
- 2 請求人のその余の審判請求をすべて却下する。

理由

1 事件の概要

ア 2009헌마317

(1) 請求人の父親である亡李○ソプは1942年10月15日日帝により軍属として強制動員され、その労務提供の対価の支払いを受けられなかった未

収金被害者である。請求人は「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」により2008年11月27日「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会」（以下「委員会」という）から亡李○ソプの死亡当時の未収金5,828円について1円当たり2,000ウォンとして換算した11,656,000ウォンの支給決定を受けた。

(2) これに対し請求人は、上記未収金に対する支援金の支給決定が現在の価値を反映した正当な補償ではあり得ないとの理由により2008年12月26日「委員会」に再審議を申請する一方、2009年2月2日、上記の支給決定の取消を求める訴訟を提起した(ソウル行政法院2009구합4043)。その後2009年4月23日に「委員会」から上記再審議申請が棄却されると、2009年5月13日、上記訴訟の請求の趣旨を上記再審議の棄却決定の取消に変更した後、その訴訟係属中、対日民間請求権を制限して上記のように1円当たり2,000ウォンに換算した未収金支援金を支給する等の内容を規定した「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」第2条第1項、第3項及び「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」第5条第1項等について違憲法律審判提請申請をしたが、2009年10月23日に却下されると(ソウル行政法院2009헌아1708)、2009年11月12日に本件憲法訴願審判を請求した。

イ 2010헌가74

(1) 提請申請人の配偶者である金○ジュンは1944年8月1日頃日帝によって中国地域に軍人として強制動員され、帰還した後の1987年12月14日に死亡した。「委員会」は「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」によって2009年6月18日金○ジュンが日本国から支給を受けるべきであった給料等の未収金を270円と決定し、上記未収金について提請申請人と金○ジュンの息子である金○シクを遺族と認めて各27万ウォンずつの未収金支援金を支給すると決定した。

(2) 提請申請人は2009年9月4日、上記処分の取消を求める訴訟(ソウル行政法院2009구합36644)を提起する一方、上記法律第5条第1項等について違憲法律審判提請申請を行い、上記法院は2010年7月1日、上記法律第5条第1項に対する本件違憲法律審判提請を行った。

2 審判対象

本件審判対象は①「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（1965年12月18日条約第172号、以下「韓日請求権協定」という）第2条第1項及び第3項、②旧「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」（2007年12月10日法律第8669号として制定され、2010年3月22日法律第10143号で廃止される前のもの、以下「国外強制動員者支援法」という）第5条第1項及び第18条第1項、③旧「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律施行令」（2008年6月10日大統領令第20807号として制定され、2010年4月20日大統領令第22125号で廃止されたもの、以下「国外強制動員者支援法施行令」という）第16条及び別紙第13号書式、第3項が違憲か否かであり（このうち国外強制動員者支援法第5条第1項を「本件法律条項」という）、その内容及び関連条項の内容は次のとおりである。

[審判対象条項]

大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定（1965年12月18日条約第172号）

第2条

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 （省略）

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

旧太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律(2007年12月10日法律第8669号として制定され、2010年3月22日法律第10143号で廃止される前のもの)

第5条(未収金支援金)

- ① 国家は未収金被害者又はその遺族に未収金被害者が日本国又は日本企業等から支給を受けるべきであった未収金を当時の日本国通貨1円に対し大韓民国通貨2千ウォンに換算して支給する。

第18条(申請者の同意と慰労金等の支給)

- ① 決定書正本の送達を受けた申請者が慰労金等の支給を受けようとする場合にはその決定に対する同意書を添付して委員会に慰労金等の支給を請求しなければならない。

旧太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律施行令(2008年6月10日大統領令第20807号として制定され、2010年4月20日大統領令第22125号で廃止されたもの)

第16条(同意及び支払請求) 法第18条によって、慰労金等の支給決定書正本を送達を受け取った申請人は慰労金等を支給を受けるには、別紙第13号書式の慰労金等支給決定同意及び支給請求書に次の各号の書類を添付して委員会に提出しなければならない。

- 1 慰労金等の支給決定書正本1部
- 2 慰労金等を受取ることができる金融機関の通帳コピー1部
- 3 申請人の印鑑証明書1部

[別紙第 1 3 号書式]

				処理期間
				30 日 内
慰労金等支給決定同意及び支給請求書				
<p>1 申請人は「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者に関する法律」第 1 5 条と同法施行令第 1 3 条による支給決定に対して異議がありません。</p> <p>2 申請人はその支給決定額を受領します。</p> <p>3 申請人は慰労金等を受領した場合にはその事件に関して同じ内容で裁判所に提訴しない等、いかなる方法によっても再び請求しないことを誓約します。</p>				
受付番号	太強委 審査 第 号		決定日付	
決定内容				
申請人 ※ 2 名以上は別紙第 6 号書式で作成	姓名 (漢字)	()	住民登録番号	
	住所			
	犠牲者 (又は生存者) との関係		有線電話 :	
			携帯電話 :	
犠牲者又は未収金被害者又は生存者	姓名 (漢字)	()	住民登録番号	
	住所			
	登録基準地			
具備書類	<p>1 慰労金等支給決定書 正本 1 部</p> <p>2 申請人の金融機関預金通帳写本 1 部</p> <p>3 申請人の印鑑証明書 1 部</p>			
年 月 日				
請求人 (署名又は印)				手数料
太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会委員長貴下				なし

[関連条項]

旧「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」（2007年12月10日法律第8669号として制定され、2010年3月22日法律第10143号で廃止される前のもの）

第2条（定義） この法律において使用する用語の定義は次の通りである。

3 「未収金被害者」とは1938年4月1日から1945年8月15日の間に日帝によって軍人・軍属又は労務者等として国外で強制動員され、労務提供等をした代価として日本国及び日本企業等から支給されるべきであった給料、各種手当、弔慰金又は扶助料等（以下「未収金」という）の支給を受けることが出来なかった者として第8条第1号により未収金被害者の認定を受けた者をいう。

第3条（遺族の範囲等）① この法において「遺族」とは強制動員犠牲者又は未収金被害者の親族のうち次の各号に該当する者として第8条第1号により遺族の認定を受けた者をいう。

- 1 配偶者及び子
- 2 両親
- 3 孫
- 4 兄弟姉妹

3 請求人の主張と提請法院の違憲提請理由

ア 請求人の主張

(1) 韓日請求権協定第2条第1項、第3項は、請求人の未収金について、加害者である日本政府および企業に対していかなる請求もできないとすることにより財産権の本質的内容を侵害するものであり、憲法上過剰禁止原則に反する。

(2) 国外強制動員者支援法第5条第1項、第18条第1項、国外強制動員犠牲者支援法施行令第16条、別紙第13号書式、第3項は、太平洋戦争前後の強制動員による未収金被害者に1円を2,000ウォンと換算した支援金のみを受けるとし、この場合当該事件について同じ内容で法院に提訴しない等、いかなる方法によっても再び請求しないことを誓約させることにより、未収金被害に対する正当な補償を受けることができないようにしている

ため、憲法第23条、第27条及び第37条2項に違反し、請求人の財産権及び裁判請求権を侵害している。

イ 提請法院の違憲提請理由 (2010헌가74)

(1) 本件未収金支援金は1965年の韓日請求権協定締結後、初めて未収金被害者らに国家が支給する金員である点、1975年に対日民間請求権制限による補償を実施したが未収金被害者は補償対象から除外した点、国家には未収金被害者に対して補償を行う憲法上の義務がある点等に照らしてみると、韓日請求権協定による財産権制限に伴う補償金とみるのが妥当である。

(2) 財産権に対する使用、収容、制限については正当な補償をすべきである。ところが1945年から2005年までの消費者物価上昇率のみを基礎に算定した本件未収金支援金は、強制動員という精神的な被害に関しては何の考慮をせず、未収金そのものの現在価値換算だけを念頭に置いたものであって、正当な補償とは見なしえない。

(3) 韓日請求権協定の締結の経緯、背景等に照らし、不法行為による損害賠償請求権は韓日請求権協定により日本国に対して行使することができなくなった権利に該当しないと見る場合にも、韓日請求権協定は収容と類似した効果を持つので、これに対する補償は完全な補償でなければならない。1円当たり2,000ウォンの換算根拠になった1975年当時の円貨換算率は現在の8分の1の水準であること、1945年から2000年までの我が国の消費者物価上昇率だけを見ても約93,000倍に上ること、1975年までは日本国の物価上昇率を基準とし、1975年以後は韓国の物価上昇率を基準として両者を掛け合わせる方式によって未収金補償金を決定すべきである合理的理由を見出しがたい点等に照らし、本件法律条項所定の1円当たり2,000ウォンという補償基準は正当な補償と見ることはできない。

4 適法要件に対する判断

ア 国外強制動員者支援法施行令第16条及び別紙第13号書式、第3項の部分

憲法裁判所法第68条第2項の憲法訴願の審判の対象になるものは、法律又はこれと同一の効力を有するものであり、大統領令である施行令はその対象とはならない(憲法裁判所2008年10月30日2006헌마80等

参照)。国外強制動員者支援法施行令第16条と別紙第13号書式、第3項は「大統領令」であるので、憲法裁判所法第68条第2項の憲法訴願の対象になりえない。

イ 韓日請求権協定第2条第1項、第3項の部分

憲法裁判所法第68条第2項による憲法訴願においては、法院に係属中の具体的事件に適用する法律が憲法に違反するか否かが当該事件において裁判の前提とならねばならない。この場合、裁判の前提となるとは、その法律が当該事件に適用されるものでなければならず、それが違憲か否かによって当該事件の裁判の主文を異にしたり、裁判の内容と効力に関する法律的意味が異なる場合でなければならぬ(憲法裁判所2003年5月15日2001헌마90等)。

当該事件は、強制動員被害者に対する未収金支援金支給決定に関する再審議申請を棄却した決定の取消を求める訴訟であるが、韓日請求権協定第2条第1項、第3項は当該訴訟で争っている処分の根拠条項ではないため、当該事件に適用される法律条項であるとは言いがたいので、それが違憲か否かによって当該事件の裁判の主文や理由を異にする場合とは言えない。したがって、韓日請求権協定第2条第1項、第3項は、裁判の前提性が認められない。

ウ 国外強制動員者支援法第18条第1項の部分

慰労金等の支払請求方法を規律する国外強制動員者支援法第18条第1項も当該訴訟において争っている処分に適用される法律条項とはいいがたく、それが違憲か否かによって当該事件の裁判の主文や理由を異にする場合とは言えない。したがって、国外強制動員者支援法第18条第1項も裁判の前提性が認められない。

エ 小結

したがって本件審判請求中、韓日請求権協定第2条第1項及び第3項、国外強制動員者支援法第18条第1項、国外強制動員者支援法施行令第16条及び別紙第13号書式、第3項に関する各審判請求は不適法である。

5 本案に対する判断

ア 本件未収金支援金の法的性格

憲法裁判所は国外強制動員者支援法に規定された慰労金等の各種支援は、太平洋戦争という特殊な状況において日帝による強制動員犠牲者とその遺族が被った苦痛を治癒するための恩恵的な措置である判断したことがある（憲法裁判所2011年2月24日2009헌마94；憲法裁判所2011年12月29日2009헌마182位；憲法裁判所2012年7月26日2011헌마352参照）。

国外強制動員者支援法は強制動員犠牲者とその遺族らに人道的次元から見舞金等の支援することにより、彼らの苦痛を治癒して国民和合に寄与することを目的とすると明示的に明らかにしており（法第1条）、本件未収金支援金を受けることになる「遺族」の範囲を民法上の財産相続人とせず、強制動員による苦痛と悲しみを共にした「親族」に限定している（法第3条）。こうした点を考慮すれば、本件未収金支援金は被害者や遺族らが受けた損害を補償や賠償するものというよりは人道的次元の恩恵的な金銭給付に該当する。

イ 違憲か否か

このような人道的次元の恩恵的な給付を受ける権利は憲法第23条により保障された財産権とは言えないので、本件未収金支援金の額が少なすぎるとしても財産権侵害の問題は発生しない。

ところで、本件未収金支援金が恩恵的給付として社会保障的な性格を持っているとしても、この支援金が韓日請求権協定によって対日民間請求権の行使にかなりの困難を抱えることになった強制動員被害者を国家的次元で支援しようとする意図から支給することになったという点を考慮すると、この支援金の算定方式について立法者が恣意的に決定してはならず、上記の立法趣旨に従い未収金の価値を合理的に反映するものでなければならないという立法的限界を持つとみる余地もある。しかし、この点と関連して判断するとしても、下記のような理由から、立法者が本件法律条項で設定した支援金算定方式が合理性を欠如したり、不当なものであるとは断定し難い。

本件法律条項は被徴用者の未収金を1945年当時1円当たり2,000ウォンに換算して支給することとしているが、1円当たり2,000ウォンを基準にしたのは、韓日請求権協定締結後「請求権資金の運用及び管理に関する法律」（1966年2月19日法律第1741号として制定されたもの）、

「対日民間の請求権の申告に関する法律」（1971年1月19日法律第2287号として制定されたもの）、「対日民間の請求権補償に関する法律」（1974年12月21日法律第2685号として制定されたもの）のような一連の対日民間請求権補償に関する法律が制定され、それに伴う補償が一部行われたにもかかわらず、未収金の被害者の場合には補償対象から除外されて補償を受けていない点を酌量したものである。すなわち、1円当たり2,000ウォンの換算法は上記の補償が開始された年の1975年を基準として、1945年から1975年までの日本国消費者物価上昇率である149、8倍に1975年当時の円の為替レートである1円当たり1、63ウォンをかけ、その数値に再び1975年から2005年までの我が国の消費者物価上昇率である7、8倍を乗じた数値である1,904ウォン（約2,000ウォン）を根拠にして算出されたものとみられるからである。そうであれば、消費者物価上昇率や為替レートを加味した本件法律条項の算定方式はそれなりの合理的な基準により貨幣価値を反映していると見られる。

要するに、先に言及した通り、本件未収金支援金が補償金ではなく人道的次元の恩恵的な金銭であるという点を考慮すると、支援金の不十分さを理由として直ちに本件法律条項が憲法に違反するということはできず、また本件法律条項の支援金算定方式が恣意的であるとか未収金の価値を合理的に反映していないと断言することはできないので、本件未収金支援金を1円当たり2,000ウォンに換算して支給することとしたことが立法裁量を逸脱し憲法に違反するということはできない。

6 結論

そうであれば、国外強制動員者支援法施行令第16条及び別紙第13号書式、第3項、韓日請求権協定第2条第1項、第3項、国外強制動員者支援法第18条第1項に対する審判請求は不適法であるので却下し、本件法律条項は憲法に違反しないことから、以下の7のような裁判官パク・ハンチョル、裁判官イ・ジョンミ、裁判官キム・イスの反対意見がある他は関与裁判官全員の一致した意見によって主文のとおり決定する。

7 裁判官のパク・ハンチョル、裁判官イ・ジョンミ、裁判官キム・イスの反対意見

我々は次のような理由で本件法律条項が憲法に反すると考える。

国外強制動員者支援法に規定された慰労金等の各種の支援が太平洋戦争という特殊な状況で日帝による強制動員犠牲者とその遺族が被った苦痛を治癒するための支援金であるという点には同意する。しかし、本件未収金支援金は日帝によって強制動員されて労務を提供しても給料等を支給されなかった被害者もしくはその遺族に支給されるものであるから、多数意見の見解のように全的に恩恵的な性格のみを持つとは断定できない。

わが憲法は前文で「3・1運動により建立された大韓民国臨時政府の法統」の継承を明らかにする一方、第10条で国家は国民個人の基本的人権を確認して保障する義務があることを宣言し、特に第30条は国民が他人の犯罪行為により生命と身体に対する被害を受けた場合には国家から救助を受ける権利があることを明確にしている。憲法前文、第10条、第30条を総合的に解釈すると、国家には太平洋戦争前後の強制動員犠牲者に対する慰労金等の各種支援に関する法律を制定すべき特別な憲法上の義務があるというべきである（憲法裁判所2012年7月26日2011헌바352反対意見参照）。したがって、支援金算定について立法者がその裁量権を行使するにあたっては上記のような憲法上の立法義務を尽くさねばならないという限界が存在する。

上記支援金は、強制動員犠牲者とその遺族らに支払われる慰労金のように強制動員そのものによって彼らが被った精神的・肉体的苦痛を慰労する性格から一歩進み、労務を提供してもそれに相応する実質的な対価を受けることができなかったことについて金員を支給するものであるから、強制動員による苦痛と長期間の賃金を支給されなかった苦痛を慰労し労働の対価に相応する水準の充分な金員を支給しなければならない。

しかし、1円当たり2,000ウォンの換算方法は過度に低い水準に設定されている。本件未収金支援金が適切な水準となるためには、原則的に1945年当時の未収金が本件未収金支援金を支給し始めた2007年にどの程度の価値を持っているかを究明しなければならない。本件法律条項のように基準年度（1945年）に対する比較年度（2005年）の消費者物価上昇率を基準年度の貨幣に乗じて計算する方式を採用するのは、比較期間の間経済成長がないことを前提（つまり、経済成長率0%）としていることになるので、現実条件を十分に反映した算定方式と見ることはできない。したがって、物価上昇率だけでなく経済成長の側面まで反映する計算方法がより合理的であるところ、こ

ここで経済成長を反映する方式として有力に考慮されうるものには、1人当たりの名目GDPを基準とするものがある。比較期間中の1人当たりの名目GDP上昇率を計算し基準年度の貨幣に掛けると、その期間中の物価上昇率だけでなく経済成長まで反映したより合理的な現在価値を算出することができる。

ところで、韓国銀行経済統計システムによると、1945年当時日本貨幣の1円と韓国貨幣の1ウォンは1：1の割合で交換され、1953年に対して2007年の1人当たりの名目GDP上昇率は約10,000倍に達するので、事情がこのようであるならば1945年当時の日本国通貨1円を2,000ウォンに換算することにしたのは当時の未収金を現在の適切な価値として計算したものと見ることはむずかしい。

一方、物価上昇率を基準にすべきとしても、韓国の消費者物価上昇率に2007年の円相場を掛け合わせるのが現在の貨幣価値をより合理的に反映する方式である。例えば、1945年から2000年までの我が国の消費者物価上昇率のみでも約93,000倍に上ることを考慮すると、本件法律条項所定の1円当たり2,000ウォンという基準は未収金の現在価値を正しく反映できない計算方法であって、未収金被害者の苦痛を慰労し労働の対価に相応する水準の十分な金員と見ることはできない。

したがって本件法律条項は憲法に違反する。

裁判長裁判官 パク・ハンチョル
裁判官 イ・ジョンミ
裁判官 キム・イス
裁判官 イ・ジンソン
裁判官 キム・チャンジョン
裁判官 アン・チャンホ
裁判官 カン・イルウォン
裁判官 ソ・ギソク
裁判官 チョ・ヨンホ